

《 事務所ニュース 2018年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

雇用保険手続きにマイナンバーが必要に！ (平成30年5月～)

現在も雇用保険手続きの際には、マイナンバーを記載することになっておりますが、平成30年5月からは、必ずマイナンバーの届出が必要になり、記載がない場合には補正のため返戻する場合があります。

マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

①②⑤の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載をお願いします。

③④の高年齢継続給付、育児休業給付の初回申請時には申請書にマイナンバーの記載をお願いします。平成28年1月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2回目以降の申請時等の機会を捉え、個人番号登録・変更届をあわせてお持ちください。

雇用保険手続きに関するお願い！！ (ハローワークより)

毎年4月は、新入社員の取得や年度末の退職による喪失手続きが多くなる時期となります。そこで、ハローワークでは、失業給付にかかる「離職票」の発行手続きを最優先として行いますので資格取得届等の処理に時間がかかる場合があります。資格取得届は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

● 以下のような場合は、特に時間を要します。
雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合(※2)などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。

(※2) 前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます。(これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません)

被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。

障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加 (平成30年4月～)

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

法定雇用率 平成30年4月1日以降は、

民間企業 2.0% ⇒ **2.2%**

国、地方公共団体等 2.3% ⇒ **2.5%**

都道府県等の教育委員会 2.2% ⇒ **2.4%**

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方)の算定方法が変わります。精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ、平成35年3月31日までに、雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方
雇用率算定方法 対象者1人につき **0.5 → 1**

※上記の条件を満たしていても対象にならない場合があります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行